

自治体名	標準（適正）規模等			
	小学校		中学校	
	学級数	補足等	学級数	補足等
千代田	12～18学級		12～18学級	
中央	12～24学級	【通学距離】 ・1k m以内	12学級～	【通学距離】 ・1.5k m以内
港	12～18学級	【港区としての小規模学校】 ・安定して100人程度が確保できる規模 ・全学級数6学級 ・1学級当たり20人程度が確保できる規模 ※学年が欠ける学校や複式学級を有する学校の存置は認めがたい 【通学距離】 ・1,000～1,500メートル程度の通学距離はやむを得ない	9～18学級	【港区としての小規模学校】 ・安定して200人程度が確保できる規模 ・全学級数6学級（各学年複数） 【通学距離】 ・1,500～2,000メートル程度の通学距離はやむを得ない ・数校の小学校区が1中学校区を形成している現在の通学区域をできるだけ維持する
新宿	12～18学級	・クラス替えのできる規模を目指す ・児童数が150人を下回った学校は通学区域内の未就学児童数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置を検討 【通学距離】 ・概ね1km以内	12学級～	・当面は9学級程度の確保を目指す ・1学級2学級規模以下の学校は通学区域内の未就学児童数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置を検討 【通学距離】 ・概ね2km以内
文京		令和2年3月策定文京区教育委員会教育指針にて「当面現在の学校数（20校）を維持した上で、1学年複数学級の安定的な確保を目指し、各校の学校規模の平準化を図る」と記載。		令和2年3月策定文京区教育委員会教育指針にて「当面現在の学校数（10校）を維持した上で、生徒300人を安定的に確保できる学校規模を目指す。」と記載。
台東	12～18学級	・または児童数246人から720人	12～18学級	・または生徒数363人から720人
墨田	12～18学級		12～18学級	
江東	12～18学級	【通学距離】 ・30分以内	12～18学級	【通学距離】 ・区内全域から中学校を選択できるため、規定なし
品川		学級数は特に定めていない。 【通学距離】 文部科学省の基準に即する。		学級数は特に定めていない。 【通学距離】 文部科学省の基準に即する。
目黒			11～18学級	
大田	12～18学級	【統合が必要とされる学校の基準】 (1) 各学年とも1学級で、児童数が概ね150人を下回る小規模校のケース (2) 6、7学級程度の小規模校で、学校間距離が著しく近接しているケース	12～18学級	【統合が必要とされる学校の基準】 ・情勢の変化をみながら対応する。
世田谷		「国では12から18が標準である」と明記している		「国では12から18が標準である」と明記している
渋谷		・各学年2学級以上 児童数250人程度 【小規模校】 ・1学級20人以上 児童数120人 【通学距離】 ・概ね1k m程度		・各学年4学級以上 生徒数400人程度 【小規模校】 ・各学年2学級以上 生徒数130人 【通学距離】 ・概ね1.5k m程度

自治体名	標準（適正）規模等			
	小学校		中学校	
	学級数	補足等	学級数	補足等
中野	12～18学級	・1学年2学級から3学級程度	9～15学級	・1学年3学級から5学級程度
杉並	12～18学級	・児童数367名から550名	9～12学級	・生徒数301名から402名
豊島	12～18学級	・児童数246人以上 【通学距離（通学時間）】 ・1km（20分）	9～18学級	・生徒数243人以上 【通学距離（通学時間）】 ・1.5km（20分）
北	12～18学級	ブロック単位で検討 【通学距離】 ・1km程度	9～15学級	
荒川	12～18学級		12～18学級	
板橋	12～18学級	【通学距離】 ・1km程度以内	12～15学級	【通学距離】 ・1.5km程度以内
練馬	12～18学級	・学級規模状況を勘案し、19から24学級までは許容範囲 【通学距離】 ・1,000mを目安	11～18学級	【通学距離】 ・1,500mを目安
足立	12～24学級	370人から840人 【通学距離】 ・おおむね1,200m以内 →通学時間30分以内を基準	12～24学級	・340人から760人 【通学距離】 ・おおむね1,800m以内 →通学時間30分以内を基準
葛飾	12～18学級		12～18学級	
江戸川	12～18学級	・地域によって児童・生徒数が多いなどの特性があることや、大きな学校施設を有する学校が現にあることから19から24学級も許容範囲 ・24学級を上回る学校については、児童・生徒数の推移等を注視しながら必要な対応を検討。 【通学距離】 ・自宅から学校の直線距離が概ね1.2km以内を目安 →低学年の子どもが無理なく通える範囲	12～18学級	・地域によって児童・生徒数が多いなどの特性があることや、大きな学校施設を有する学校が現にあることから19から24学級も許容範囲 ・24学級を上回る学校については、児童・生徒数の推移等を注視しながら必要な対応を検討。 【通学距離】 ・目安を設けない →中学校は公共の交通機関を使用できるため

標準規模に関する記載（小学校）

下 限	12校	18区
	回答・記載なし	5区
上 限	18校	16区
	24校	2区
	回答・記載なし	5区

標準規模に関する記載（中学校）

下 限	～11校	7区
	12校	12区
上 限	回答・記載なし	4区
	12校	1区
	15校	3区
	18校	12区
	24校	1区
	回答・記載なし	6区